

村民の動き

伊勢川の水論 明治二十六年（二八九三）の夏は非常な旱天が続いて、灌漑用水の不足が著しかった。伊勢川を水源にしている田井・溜井・伊勢川・宮古野の間では、藩政時代から宿命的ともいえる水賦り方について争いがあり、日照り続きで水不足の場合はその都度争いが生じていた。伊勢川の水源地は地藏寺川の水源地と異なり、水源地と井堰との距離が近く、水量も少い。それにも拘らず年々開田した水田の面積は増え、この水量で下流水田の用水を賄はねばならなかったのである。藩政時代はそのため郡奉行所から指示が関係の者にされ、水不足の時の水賦り方について取極めが行われていた。それは「本田水不足の際は両伊勢川新田水を切り落とす」ものであり、下流本田の特権を優先的に認めたいうでの指示であり、取り極めであったわけだ。（明和時代の旧記については近世編参照）



水争いのあった井堰

明治時代に入って租税体系が近代化され、土地の個人所有が公認されるようになると、実質的には藩政時代のこの取り極めの公的理由は失われて然るべきであったが、水利権は慣習化され地域に定着していたので一応の効力が存続したとしても不自然ではなかった。

この紛争は『森村史』もいっているように、「維新後本田の特権を失ってからも旧記旧慣の惰性によって之敢行したので紛争が起きた」のである。明治二十六年の水論は『森村史』に詳細記述されているので再録する。

扱明治二十六年旧六月は非常な旱が続いて、多くの田が亀裂を生ずるに至ったので下流各村から分水の交渉があったけれども、溜井、伊勢川は協議の結果之を拒絶した。そこで田井を主とする関係の地方は老幼婦女を除く外壯者全部を動員して、法螺貝（ほら貝）を吹き手に手に鍬を持って隊伍堂々と先づ松木野堰に押し寄せて来た。溜井方も予ねて覚悟のこととして、処々で十匁砲を打ち、或は法螺貝を吹き立て、氣勢を揚げながら総出動を為して現場に集合、予ての策戦通り堰に並んで腰を掛け相手方が鍬を入れる間隙を無くした。依って双方が時折聞の声を揚げては揉み合うだけであ



高峰神社

った。急を聞いて警官も駆け付けたが手の施し様が無い。時に水切組の総師である山中某が提議して言うに「口押合うては仕方が無いし暑さも酷しいから木蔭へ入って熟談する事にしよう。各位も木の蔭で休むがよい。」と一同之を諒し双方の有志数名が木蔭で折衝を重ねている時、山中某が突然手を挙げると、予ねて打合せて有ったもの見え、一斉に走り寄って矢庭に堰を切り落したので水は轟々と流れ去った。之は山中の欺し切りと言って当時有名な話題であった。田井方は之に勢を得て段々と上流に進み各所で小せり合いの後地主谷堰へ迫ったが此処は重要な堰であるから予め附近の巨木を伐り倒して逆茂木とし、又兩岸の急傾斜を利用して山上から巨石を転落さし「石がいくぞう」と口々に呼号したので流石の猛者も近かつき得なかつた。脾肉の軟に堪えない壯者共は転じてゲンネダ堰に殺到し双方歎を振って乱闘が演ぜられ数名の負傷者を出した。この水論は連日に亘つたので十長両郡役所より郡書記が出張し溜井小学校で仲裁を為し田満解決を見るに至った。

三宝山騒動始末 高峰神社は三宝山高峰神社、いわゆる「森の三宝山」として広く近在住民の信仰を集め、参拝する者が多かった。ところがここに問題が起きる。当時、たまたま高峰神社の社掌宮本三玉は「三宝山豊熟

この引揚奉納を計画する。遠近老幼男女の信者による引揚作業は毎陽春三、四日にわたって行われ、その数は数千人に及んだ。しかし計画は途中で諸種の故障が起きたので明治十五年一たん中止になり、引揚石は五四年間山の九合目に雨露に濡したまま放置されていた。

昭和三年（一九二八）二月当時の地藏寺村長西村繁太郎は、御大典記念事業として奉獻曳石完成計画を村会に提出し、完成同盟会を結成してこの事業を継続、ついに同年十一月現在地に引きあげる事が出来た。その経緯については高知県神職会長竹崎五市の選文による「傳永遠」の碑に詳述されている。

完成同盟会は村長自らが委員長となり、委員は村会議員、区長等有志があたり、費用は篤志家の寄付によった。

田井・森岡村水争い再燃 伊勢川川を挟んで田井、森の水争いが、藩政時代から繰りかえされてきた事は記録の示す通りである。昭和九年八月、この年も非常な日照り続きのため水不足を生じ、宮古野堰を中心に水利の争いが起きた。その様子を当時の高知新聞は

長岡郡田井村、土佐郡森村の両村民は、森村宮古野堰の水利争から確執を生じてゐたが、警察側の調停にて一旦和解してゐたところ、その後早天つゞきで降雨なきため、田井側は水不足を告げ、危急の状態に瀕したので、またまた問題を蒸し返し、和田田井、宮村森岡村長は卅日関係者立会の上善後策を講じてゐたが、田井側は話のつづのを待ちきれず、七十余名の農民は手に手に鋤鎌を携へ、卅一日正午宮古野に殺到、これに対し、森側でも農民五十余名が急を聞つつ駆けつけ、伊勢川を隔てて対峙中、口論から遂に組打となり、各地で乱斗が演ぜられ、田井側は水利権擁護を叫びつつ三ヶ所の堰をきりとり、全部の水を田井側へ落すなど殺気漲り危険極まりないとの報に、本山署では浅野警部補、筒井部長その他巡查数名を直ちに現場に急派した。

（高知新聞昭九・八・一一）

明治二十六年の時もそうであったが、分水をうける側の田井側が強硬な態度に出れば、分水を行う側の森側は頑なな態度で臨み、容易に話しあいは進まず、ついに背に腹はかえられず田井側が直接行動に出た後、仲介者によつて問題を解決する事になる。しかしそれは抜本的な解決にならず、結果的には対症的解決に終つてゐる。水争いは双方にとつて死活の問題であり、昨日今日の問題でもなく、長い年月の間に幾度も繰り返されてきた問題であった。したがつて当然に抜本的な解決策が論議されるべき性質のものであつたはずである。

水利争いの問題が、その複雑さと、経済的、自然的条件の困難性によつて、抜本的な解決の方向に向ふことなく、当事者間の協議にのみゆだねられたのは不幸な事であつた。

森村役場において（八月十七日）宮村森、和田田井両村長はじめ両村委員、田役総会、西尾森村駐在巡查立会の上最後の協議を遂げた結果、午後七時に至り左記案で円満解決を告げる事となつた。

- 一、明和七年旧記に基き、両村長が其のつと時宜に適した分水を行ふ事
- 二、右両村長の処置に対して絶対に異議申さぬ事

（高知新聞昭九・八・一九）

結局この時も又明和の旧記を守る事によつて問題を解決してゐる。